

# 検察官の不起訴裁量と集团的利害

——フランスの団体私訴 (action collective) の発達を素材として——

水 谷 規 男

## 目次

- 一 はじめに
- 二 団体私訴の登場とその制度的定着
- 三 団体私訴をめぐる議論の展開
- 四 おわりに

### 一 はじめに

検察官の訴追裁量権の行使は、刑事手続の帰趨に決定的な影響力を有するが故に、起訴便宜主義を採る我が国の刑事訴訟法の下では様々な議論の対象となってきた。それにも拘わらず、ほぼ百パーセントという有罪率に依拠して、精緻化された訴追裁量を誇る検察官側の論理は、

現在でもなお動揺を見せていないように思われる。<sup>(1)</sup>しかも、有罪率を訴追裁量のあり方の指標として提示することは、その実、どのような事件を起訴すべきなのかという問題を隠蔽しており、さらに副次的には、有罪となるべき事案のみを起訴しているという検察官の裁量に対する無批判的な信頼によって、公判中心主義の形骸化という弊害を生み出す危険性をも孕んでいる。ところが、我が国における訴追裁量をめぐる議論の焦点は、国家訴追主義、起訴便宜主義を前提としつつ、解釈論として訴追裁量権の行使の適正化の方向を模索することにあり、訴追理念自体を再検討しようとする試みは、最近に至るまであまり行われてこなかったように思われる。<sup>(2)</sup>しかしな

から、どのような事件を起訴すべきなのかという根本的な視座から訴追制度を論求する必要性は、現行刑事訴訟法制定後四〇年を経てなお、検察官の起訴独占による問題点が散見される現在、決して失われていない。

そこで本稿では、現代刑事司法の中で変容を迫られる訴追理念を、特に不起訴裁量の控制制度の面から検討する。そのための素材として、我が国同様起訴便宜主義を採用し、その上で私訴による広範な不起訴裁量の控制を認めるフランス刑事訴訟法の訴追制度が、各種の団体に訴追権を与えることによって、さらに多元的な訴追制度へと変容しつつある状況を紹介、検討することとする。<sup>3)</sup>

フランスの訴追制度を比較法的研究の素材として考察する際には、フランスでは基本的に予審を前提とした訴追制度が採用されており、捜査機関が起訴前になしうる捜査活動の範囲が我が国に比べて制限されていること等訴追制度自体の相違に若干の留保が必要である。しかしながら、検察官の不起訴に対する控制手段として、私訴権を行使する被害者に直接公訴提起の権利を認め、さらにこの権利を職業組合や消費者団体、環境保護団体等の市民団体に拡大しようとする現在のフランスの訴追制度は、

不起訴裁量に対して実効的な控制手段を殆ど持たない我が国における国家訴追主義のあり方と重ね合わせてみるときは十分に示唆的である。また、検察官の不起訴裁量に対抗して各種の団体に訴追の権利を委ねるフランスの訴追制度の展開は、価値観の多様化した現代において、刑事司法制度が如何なる役割を期待されており、刑事訴追の局面で被害者や市民団体等が如何なる役割を果たし得るのかという、従来の議論よりは若干広い観点から訴追裁量に関する問題に新たな視点を提供することになるう。

- (1) 安西温「公訴権の運用」公判法大系1、二五頁以下参照。
- (2) すでに、私人訴追主義という訴追理念から訴追制度論、検察官論を展開する鮫越溢弘「私人訴追主義と国家訴追主義」法政研究四八巻一号三三頁以下、フランスの訴追制度を公衆訴追主義と呼び、国家訴追主義を自明の前提としてきた我が国の議論のあり方に疑問を提起する沢登佳人「フランス刑事訴訟法は、検察官と私訴原告人との協同による公衆訴追主義を採る」法政理論一六巻一号九六頁以下が出されている。本稿もこれらの論稿の示唆に負う所が大きい。
- (3) フランスの私訴制度が被害者訴追制度として発展してきたことについては、拙稿「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開(一)」、(二・完)、「一橋研究一

二巻一号一四五頁以下、一二巻三号六一頁以下を参照。

## 二 団体私訴の登場とその制度的定着

### (一) 治罪法典下における団体私訴の登場

フランスの法制度は、フランス革命以後国家と個人の中間に介在する団体に対して極めて厳しい態度を取り、団体に対しては合法的な活動の余地を認めていなかった。従って、ナポレオン法典の一つとして成立した一八〇八年の治罪法典の下で、刑事裁判所における被害者の損害賠償請求権として認められた私訴権も、団体を主体としては予定せず、個人的被害者のみが利用し得る権利であった。合法的な活動を認められる団体として職業組合 (syndicat professionnel)<sup>(1)</sup> が法認されたのは、ル・シャブリエ法を廃止して組合の自由を認めた一八八四年三月二一日の法律によってであった。組合の私訴権も、この法律が組合に訴訟上の当事者適格を認めたことによって初めて法的に根拠づけられた。しかし、組合の私訴権が登場した一九世紀末の段階では、私訴権は被害者の民事上の利益を追求するための手段として把握されており、被害者が私訴原告人となろうとする場合には、檢察

官が訴追(予審請求)を拒否しないという実務慣行があるに過ぎなかった。従って、組合が刑事裁判所で私訴権を行使することを望んでも、檢察官がこの実務慣行に反して不起訴裁量権を行使し、予審請求を行わなかった場合には、学説上はともかく、組合が刑事裁判所で活動し得る余地はなかったのである。

ところが、一九〇六年一月八日の破棄院刑事部判決は、被害者の刑事手続利用の意思と檢察官の不起訴裁量が対抗関係を生ぜしめる事例について、治罪法典の法文上明らかでなかった私訴原告人と檢察官の権限配分を決定づけた。すなわち、破棄院は、私訴原告人の申立による予審の開始を認め、刑事裁判所で行使される私訴権に、檢察官訴追の例外として訴追(公訴権始動)の権利が含まれるという解釈を採用したのである。<sup>(2)</sup> この私訴に好意的な判例の態度に呼応するかのようになり、一九〇九年には、一般利益 (Intérêt général) の保護を目的とする団体に檢察官と同等に訴追権を与えようとする法案<sup>(3)</sup>が提出される等、檢察官の活動を私訴原告人となる団体の訴追権によって補充し、団体の利害関心を刑事手続に吸い上げて行こうとする立法者の姿勢は次第に明確になる。すなわ

ち、まず一九一三年四月五日の破棄院連合部判決<sup>(1)</sup>によって、組合員の個人的利益とは区別された職業的利益の擁護のために私訴原告人となることを認められた職業組合について、一九二〇年三月一二日の法律は「組合が代表する職業の利益に対して直接、間接の損害をもたらず」事実に対して私訴権を行使し得ることを認め、私訴の受理可能性の要件を緩和したのである。また、組合のように私訴権を根拠付ける一般規定がなく、一九〇一年七月一日の法律によって訴訟上の当事者適格を認められたに過ぎなかった組合以外の諸団体についても、特定の犯罪について利害関心を有する団体に私訴権を認めるといふ形で、公的な有用性を認められた禁酒同盟(飲料法違反の犯罪)、医師会、助産婦会(墮胎罪等)、公的な有用性を認められた風俗保護団体(猥褻物陳列罪等)、家庭の利益を保護する団体(association familiale)(家庭の精神的・物的利益を侵害する犯罪)、狩猟、漁業組合(密猟等)等について私訴原告人となる団体の範囲が拡大されてきたのである。<sup>(6)</sup>

(1) フランス労働法における組合(syndicat)の概念は、労働者の組合だけでなく、同業者組合にあたるものも含ん

でいる。本稿でも、職業組合、組合の語は、両者を含むものとして使用することとする。

(2) この判決、及び判決の背景となった実務、学説の展開について、さしあたり拙稿「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開(一)」一橋研究一二巻三号六七—七〇頁を参照。

(3) Journal Officiel, 1909, Documents Parlementaires, Sénat, annexe N° 122. 法案に対する論評コンラド JAUBERT, Les associations d'intérêt général et le droit de poursuite directe, Revue critique de législation et de jurisprudence, 1910, pp. 282—289. この法案は、検察官の任務であるとされてきた一般利益の保護を私的団体に委ねることによって刑事訴追のあり方を民意に即したものにしようとした点で先駆的な意味を持つものと言えよう。

(4) Recueil Dalloz (D. P.), 1914, I, 65. この判決については後述。

(5) この規定は、現行法では労働法典し四一一—一一二条となっている。

(6) ここに挙げた立法は、GRANIER, Quelques réflexions sur l'action civile, La Semaine Juridique (J. C. P.), 1957, I, 1386, Nos 53—62.

(二) 現行刑事訴訟法典下の立法の対応

一九五八年に治罪法典の全面改正として成立した現行

刑事訴訟法典は、右に述べた一九〇六年の破棄院判決を追認する形で、私訴原告人による公訴権始動を明文で認めた(刑事訴訟法典一条二項)。そして、立法者は、現行法典の下でも、団体が設立後一定年数活動を続けていること、団体の保護目的が定款等によって明定されていること等の要件を法文上明かにした上で、特定の市民的利益の保護を目的とする団体が私訴原告人として刑事司法に参加することを認めていく姿勢を取り続けている。

その中でも特に注目されるのは、消費者保護、環境保護といった、刑事法が新たな対応を迫られている現代的な社会問題に直面して、立法者が、消費者保護団体、環境保護団体等の、より広い保護利益を有する団体についても私訴権を認めてきた点である。すなわち、一九七三年一月二七日の商業・手工業規制法(ロワイエ法)は、消費者保護を設立目的とする消費者団体に消費者の集団的利益に直接または間接の損害をもたらす事実について私訴原告人となることを認め、一九七六年七月一日の自然保護に関する法律は、三年以上環境保護の活動を行い、所轄大臣の認可を受けた自然、環境保護団体について、同法違反の犯罪の他、当該団体が保護しようとする

集団的利益に対して直接または間接の損害をもたらす事実について私訴原告人となることを認めたのである。<sup>(2)</sup>

この他、最近の立法の特徴としては、団体の私訴権を刑事訴訟法典自体の改正の中で拡大していることが挙げられる。刑事訴訟法典で私訴権を認められている団体としては、人種差別と闘う団体(二一条)、性的暴力と闘う団体(二二条)、虐待された児童の保護団体(二三条)、人道に対する犯罪等と闘い、またはレジスタンスの利益と名誉を保護する団体(二四条、二五条)、性別、習俗に基づく差別と闘う団体(二六条)等がある。

(1) 同法四六条、私訴権を認められるためには、消費者保護団体が行政庁によって認可されることが要件とされている。認可については、V. Décret du 21 mai 1974. 同法の解説を引く CALAIS-AULOY, La loi Royer et les consommateurs, Recueil Dalloz Sirey, 1974, chr. X VIII.

(2) 同法四〇条、この条文で認められた団体は、民、刑事裁判所だけでなく行政裁判所においても活動し得、環境保護政策全体の中でもかなり広い活動領域を認められている。

(3) 二二条、二三条の団体については、主として被害者保護の観点から、直接の被害者の訴訟活動の援助のために私訴権が認められており、直接の被害者の同意または刑事裁判所で手続が開始されていることが私訴権行使の要件

とされている。

(三) 団体私訴に対する判例の対応

以上のような団体私訴に好意的な立法に対して、破棄院の判例は、団体の性質に応じて、私訴の根拠となる損害の要件を解釈によって限定する態度を示してきた。団体私訴に関する判例は、夥しい数に上り、本稿において紹介し得るのは、その中ごく少数のものに過ぎないが、判例の大まかな傾向は、ここに紹介する諸判例によって看取し得るであろう。

まず、一八八四年法によって最初に私訴権を認められた職業組合については、破棄院は、一九一三年四月五日の連合部判決で葡萄酒に水を混入して販売した者に対する葡萄栽培業者組合の私訴権行使を適法とし、組合の私訴権が、その職業の集团的利益の侵害を根拠として行使され得ることを認めた。<sup>(1)</sup>そして、この判例の結論は、集团的利益の侵害が間接的な場合であっても組合の私訴権を認める一九二〇年三月一二日の法律によって拡張され、組合が私訴権を行使し得る範囲はかなり広いものになった。<sup>(2)</sup>

しかしながら、一九五九年一月五日の破棄院刑事部

判決は、新たな根拠付けを行うことによって組合の私訴権を限定する姿勢を示した。すなわち、この判決は、景品つき販売、及び富くじつき販売について、この種の取引規制は、検察官のみがその保護の任を負う消費者の一般利益の保護を目的とし、一定の職業の集团的利益の保護を目的とするものではないという理由で、コーヒー焙煎業者の組合の私訴権を否定したのである。<sup>(3)</sup>また、破棄院は、組合の私訴によって公訴が開始された事例において、組合の訴えが軽率で濫用的である場合には、組合は被告人に対して損害賠償の義務を負うと判示し、公訴に対する組合の干渉を限定しようとする姿勢を見せていた。<sup>(4)</sup>

一般利益を保護目的とする犯罪については私訴を認めないという判例の姿勢は、一九七三年一月二七日の法律が、従来判例が一般利益のみに関わるものと位置付けてきた消費者保護について、消費者保護団体による私訴権行使の可能性を認めたことによって変化を見せている。すなわち、一九七九年三月一三日の破棄院刑事部判決は、不正競争による職業全体の不利益が私訴権を基礎づけることを認め、一九七三年法の規定する犯罪については、同法の規定する消費者保護団体だけでなく、組合も私訴

権を行使し得ると判示したのである。<sup>(5)</sup>

職業組合以外の団体に對しては、判例はより厳しい態度を取り、私訴権を認める特別の規定が存在しない団体については、その団体所有の財産に被害を与えた財産罪の場合等、個人的被害者の場合と同質の直接的損害がなければ、刑事裁判所において私訴権を行使することはできないと判示してきた。<sup>(6)</sup> 私訴権を認める法規定が存在する場合にも、判例は団体の保護しようとする集团的利益の侵害を根拠として私訴権を行使することに対しては限定的な態度を示し、団体自身が直接の被害者であるか、団体の主張する損害が一般利益に對する社会的損害と區別される団体固有の損害である場合にのみ私訴権を行使できるとしている。<sup>(7)</sup>

また、一般利益の保護のみを目的とする犯罪については刑事裁判所で私訴権を行使することができないとする解釈は、組合以外の団体についても一九五九年以来繰返し破棄院によって採用され、経済統制立法、税法、都市計画法立法等に對する犯罪については、<sup>(8)</sup> 団体が私訴権を行使する可能性は否定されていた。特に、消費者保護団体の場合は、団体の保護しようとする集团的利益が消費者

全体(— 一般市民)の利益であるところから、破棄院判例の基準によれば、集团的利益の侵害を根拠として私訴権を行使することはできないことになっていた。しかしながら、一九七三年のロワイエ法は、明示的に消費者保護団体の私訴権を肯定し、判例の立場を覆す立法的解決を図った。そのため、最近の判例は、犯罪の種類によつて一律に私訴の介入を否定するという立場を捨てたとされている。<sup>(9)</sup>

(1) Recueil Dalloz (D. P.), 1914, I, 65. この判決以前の学説、判例の動向については、同判決に付されたファルシメーヌ判事の報告書に詳しい。

(2) もっとも、組合の私訴権は、損害が組合員個人に留まる場合には否定される。例えば、破棄院は、個人に對する名譽毀損については組合に損害はなく、損害賠償も認められなくしてやる。V. Cass. crim. 4 févr. 1938, Recueil Dalloz (D. H.), 1938, 213. 但し、直接の被害者が組合員個人であっても、労働事故のように組合員全体の安全に関わる事件では、組合の私訴権は肯定される。V. Cass. crim. 20 mars 1972, La Semaine Juridique (J. C. P.), 1972, II, 17247.

(3) Recueil Dalloz, 1960, II, 80 et 81. なお、一九五九年一月一九日のミロー判決は、一般利益の保護を目的と

- する犯罪について私訴権の行使が許されないという法理を私訴一般に拡張した。V. Cass. crim. 19 nov. 1959, Recueil Dalloz, 1960, II, 463.
- (4) Cass. crim. 5 avril 1965, Gazette du Palais, 1965, II, p. 36.
- (5) La Semaine Juridique (J. C. P.), 1979, IV, p. 179.
- (6) 初期の *Recueil Sirey*, 1920 I, 321.
- (7) 例えは、禁酒問題に関する Cass. crim. 2 mars 1960, Recueil Dalloz 1960, II, 653. その他、組合以外の団体の私訴権をもつる判例の概略に関する MERLE et VITTOU, *Traité de droit criminel*, T. II, 3<sup>e</sup> éd. Paris, 1979, Nos 919—923.
- (8) 例えは、経済統制立法に関する Cass. crim. 14 janv. 1969, La Semaine juridique, (J. C. P.) 1969, II, 16101.
- (9) GUINCHARD, *Grandeur et décadence de la notion d'intérêt général; La nouvelle recevabilité des actions civiles en cas d'infraction à la législation économique, dans Mélanges dédiés à Jean Vincent*, Paris, 1981, pp. 137 et suiv..

### 三 団体私訴をめぐる議論の展開

以上のように、判例の制限的態度に対抗して、殊に立法上積極的に拡大されてきた団体私訴をめぐる、学界の側でも様々な議論が展開されてきた。議論の中心は、判例の分析を通じて、団体私訴の持つ特殊性を明らかにすることにあつたが、最近の論稿には、団体私訴の刑事司法政策における意義を積極的に論証しようとする議論も現れている。以下では、特に検察官の裁量との関係を中心に団体私訴に関するフランスの議論の一端を明らかにすることにする。

#### (一) 判例に対する評価

前述のごとく、判例は職業組合に関しては一九一三年の破産院連合部判決以降、組合の保護しようとする職業的集团的利益の侵害を根拠とする私訴権を広く容認してきたが、それ以外の団体については、私訴権を認める法規定がある場合でも私訴の根拠となる損害の要件を嚴格に画すことで刑事手続に参加する加能性を制約してきた。この判例の解釈態度は、「利益なきところに訴権なし (pas d'intérêt, pas d'actions)」と云う訴訟法準則を嚴格に適用することによって、団体私訴を刑事裁判所から締め出し、検察官の専権を墨守しようとしているとして

しばしば批判されてきた。<sup>(1)</sup>そして、とりわけ判例が一般利益の保護のみを目的とする犯罪(経済犯罪等)を措定することによって、この種の犯罪について私訴原告人の介入を全面的に排除する姿勢を取ったことに対しては、判例の態度は、①一般利益の保護を目的とする犯罪の範圍を確定しない点で恣意的であり、②一般利益と集団的利益が併存し得ないわけではない以上、不正確であり、③職業組合の私訴権を認めた法規定に反する点で不法であり、④同じ訴権が民事裁判所では認められている点で非論理的であり、⑤経済犯罪については検事局が訴追に熱心でない以上、この種の犯罪の不処罰を招く危険性があり、⑥私訴権を行使しようとする団体から見れば、条文が一般利益を保護のみを目的としているかどうかが予め明らかになっていない以上、法的安定性を欠くとして徹底的な批判を浴びた。<sup>(2)</sup>

判例に批判的な論者は、団体私訴が技術的規定の増加等によって検察官の十分な訴追活動が期待し得なくなっている分野について立法上拡大されてきたことの意味を積極的に評価しようとする。すなわち、判例批判の根柢には、その種の犯罪については、団体に検察官の補助者

としての役割を担わせ、検察官が活動しない場合に對する保障手段を与えることで、訴追の公正(感)を担保することが必要であるという実践的な問題関心があるのである。<sup>(3)</sup>また、これらの批判からは、一定の社会的利害を代表する実体として法的に認められた団体の保護しようとする集団的利益の侵害が主張されている以上、たとえその侵害がノミナルなものであっても、訴追が行われ、公判の場で犯罪事実の有無を確認すべきであるという訴追理念が窺われよう。

これに対して、刑事裁判所における団体私訴の拡大に批判的な論者からは、判例が団体の私訴権を立法による例外として厳格に解釈してきたのは、団体の私訴権が賠償を目的とせず、検察官と同様に処罰を追求するために行使されることを認識していたためであると指摘されており、訴追権の濫用を避けるためには判例の採用する厳格な解釈が結論的には支持できるとする見解も有力である。<sup>(4)</sup>また、私訴自体を制限的に解する論者からも、刑事裁判所において私訴原告人の介入が過度に拡大すれば、刑事裁判官が民事上の紛争の解決のために精力を注がざるを得なくなり、刑事裁判の性格が歪められてしまう

して、判例の立場が支持されてくる<sup>(5)</sup>。

(1) 初期のものとしてキューシヤは「職業組合について法改正に先行して私訴権の拡大を認めた以上、公的な有用性を認められたその他の団体にも私訴権を認めるべきだと主張した。CUCHE, A propos de la recevabilité des actions associatives, Revue critique de législation et de jurisprudence, 1937, pp. 237—238.

(2) 以上の批判を簡潔に示したのが「GUINCHARD, op. cit., p. 143」及び「一九五九年十一月十九日のロー判決の注釈を書いたブエリは「破棄院の姿勢は私訴権を決定的に脅かすものだと指摘する。V. DURRY, note au Cass. crim. 19 nov. 1959, Recueil Dalloz, 1960, II, p. 467.

(3) V. BIHL, L'action (syndicale) des associations, Gazette du Palais, 1973, II, Doctrine, pp. 528—531.

(4) VIDAL, Observations sur la nature juridique de l'action civile, Revue de science criminelle et de droit pénal comparé, 1963, pp. 520—528.

(5) LARGUIER, Action individuelle et intérêt général (Quelque réflexions sur le juge pénal et l'action civile), dans Problèmes contemporains de procédure pénale (Mélanges Hugueney), Paris, 1964, pp. 95—98.

(二) 私訴権の性格に関する論争

伝統的には、私訴権は刑事裁判所で行使される場合であっても、民事上の賠償請求権に過ぎないものと解されてきた。ところが、一九〇六年の破棄院判決以来、公訴権の始動(訴追)が私訴原告人の権利として認められることになったため、民事裁判所で行使される私訴権と刑事裁判所で行使される私訴権の間に質的な差異があるという認識が現れるに至った。すなわち、刑事裁判所で行使される私訴権は、私訴原告人による訴追、訴訟参加の機能に中心的な意味があり、単なる民事上の賠償請求権に還元できない刑事法上の特殊な性格を持つ権利であるとする見解が現れたのである<sup>(1)</sup>。

また、この見解の示唆した私訴権の刑事法上の性格は、私訴権を個人的な被害者が賠償の獲得を容易にするために刑事裁判所を利用する場合の賠償目的のものと、団体が行使する犯罪の処罰を目的とする私訴権に区別して論じようとする諸見解によってむしろ団体の私訴権に特徴的な性格として意義付けられるに至った<sup>(2)</sup>。このような団体私訴の特徴は、団体が私訴の目的たる賠償請求の額を一フランとして訴えを提起する場合には、団体の側には被った損害の回復という意図がないことが明らかである

ためにさらに明瞭となる。<sup>(3)</sup>

しかしながら、犯罪の訴追、処罰を目的とする公訴権は、検察官に委ねられ(刑事訴訟法典一条一項)、検察官は起訴、不起訴を裁量的に評価する権限を与えられる(同四〇条)というのがフランス刑事訴訟法の建前である以上、検察官と同じ犯罪処罰の目的をもって私訴権を行使する団体の存在は、検察官の裁量権との抵触という問題を顕在化させざるを得ない。破棄院刑事部の判例が団体の私訴に制限的な態度を取ったのもまさにこの点に対する配慮からであった。そして実際、団体私訴は、検察官の訴追の便宜性に対する評価を不安定にし、団体への賠償が懲罰的性格を有するが故に、二重処罰と同じ結果を招くとして、その過度の拡大を警戒する見解が多く示されるようになったのである。<sup>(4)</sup>

これに対して、団体私訴を擁護する立場からは、団体私訴が訴追の機能を有することは、むしろ起訴便宜主義の絶対性を回避するために有用であるとの反論がなされている。すなわち、団体の訴追権としての私訴権は、特に捜査、訴追に技術的、専門的な知識を必要とする犯罪や、特定の階層の利害関心のみを呼び起こす犯罪につい

ては、便宜主義に対する不可欠な矯正策として必要とされるのであり、便宜主義の存在は団体の私訴権拡大に反対する理由とはならないというのである。<sup>(5)</sup> この見解は、検察官の不起訴裁量の控制手段として団体私訴を積極的に評価し、団体私訴と起訴便宜主義を両立し得るものと捉えている点で、注目に値する。

(1) GRANIER, op. cit., Nos 8—11; VIDAL, op. cit., pp. 483—484.

(2) DUPEYRON, L'action collective, Recueil Dalloz, 1952, chr. pp. 153—156.; BOULAN, Le double visage de l'action civile exercée devant la juridiction repressive, La Semaine Juridique (J. C. P.), 1973, I, 2563. 本号賠償目的の私訴と刑事目的の私訴との区別は、本号とする指摘に対しては、私訴権そのものは賠償請求として存在するのであって、団体によって行使される場合であつてもその法的性格に違いはなからざる批判もある。V. YOUN, L'unique action civile, Recueil Dalloz Sirey, 1973, chr. p. 265.

(3) この場合の賠償は「象徴的なインテンション (un franc symbolique)」と表現される。V. BOULAN, op. cit., No 13.

(4) BOULAN, op. cit., Nos 32 et suiv.; GRANIER, op. cit., Nos 91 et suiv.; LARGUIER, L'action publique

menacée, Recueil Dalloz, 1958, chr. pp. 29 et suiv.

(59) BIHL, op. cit., pp. 526—527.

(三) 最近の議論の展開

右の団体私訴に関する論争が、団体による訴追の可否、あるいは損害賠償の機能といった実定法理論上の問題を扱っていたのに対して、最近では団体私訴の拡大が刑事司法制度全体に及ぼす影響を再評価しようとする見解が現れるに至っている。

すなわち、ボンセラは、団体私訴拡大傾向の中に政治的多元主義に基づく国家の機能の団体への分散を見出し、以下のように主張している。刑罰の問題は、国家観・政治哲学と密接に関わっている。刑罰の問題はその正当性の問題とその帰属の問題に分けて論じ得るが、一九世紀以降支配的な政治哲学であった社会契約論に依拠する刑罰の正当性が現代においては動揺している。また、多様な権利主張の顕在化した現代社会においては、処罰を行う権力の帰属の問題についても国家の専権を単純に正当化することができなくなっている。そして、そのような時代状況の中で、立法者によって積極的に拡大されてきた団体私訴は、「検察官の補助者」として検察官の

有する公訴権を制御し得る点で一種の権力を構成しており、これは刑事法の「参加的動向」への変化を示している。処罰に関わる一権力としての団体の私訴権の拡大は、現代社会全体の動きとなつてゐる従来国家の役割とされてきた機能の部分社会への委譲に対応しており、刑事手続への団体の参加を認めることは、国家機関の活動のみではもはやその正当性を担保できなくなつてゐる犯罪処罰の問題を、逆に国家の法体制の中で再定義する効果を持つてゐる。

この見解は、従来国家の専権と捉えられてきた刑罰権の実現過程の一部である訴追、手続の追行という機能がすでに団体の私訴権によって担われていることを真正面から見据えた上で、問題を現代における国家観の変化と関連付けて論じている点で従来の議論とは趣を異にしている。

また、最も新しい議論の展開として、一九八六年一月に開かれたフランス刑事学協会 (Association Française de Criminologie) の第二三回大会が、「公訴権は脅かされているか、それとも分割されているか」というテーマで団体私訴の拡大によって生じる法的諸問題とその

社会的影響の問題を取り上げている。<sup>(3)</sup>この学会における議論の詳細を検討することは他日に期したいが、この学会における議論からは、団体私訴に関する議論の最新の情報を得ることができるので、重要と思われる論点の概要をここで示しておきたい。

まず、テーマにも掲げられているように、団体私訴が刑事手続の円滑な進行を害し、検察官の権限を切り崩してしまうおそれがあるとすると団体私訴に対して批判的な見解(公訴権は脅かされている)と検察官の補助者として訴追を促進し得る団体の役割の有用性を承認し、あるいはポンセラのように、政治的多元主義に基づいて訴追権の団体への付与を正面から認めようとする見解(公訴権は分割されている)の主張の対立が現在でもなお続いていることを知ることができる。

そして、このような見解の対立を意識してか、報告の中では、団体私訴が訴追制度に与える影響を評価するに当って、そもそも検察官の起訴独占という訴追制度自体が、十分な根拠を持つものかどうかを歴史的、比較法的な観点から問い直す姿勢が示されている。すなわち、歴史的に見れば検察官の起訴独占という公訴の理念自体が

一九世紀になって現れたものにはすぎず、比較法的に見ても、最近になって公訴官を創設したイギリスの場合など、公的訴追機関によらない訴追も存在し得ることが指摘されているのである。

また、この学会では、団体私訴が公訴権に与える影響を法的観点からのみ検討するのではなく、種々の問題を孕みながらも、何故各種の団体が訴追を行い、刑事裁判所で自らの利害関心を表明しようとしているのかという点について社会学的な検討が必要であるとの指摘がなされている。同様に、団体私訴は、被害者概念の拡張によって登場し得たのであるから、個人的な被害者の問題と切り離して考えるのは妥当でないとの指摘がなされ、また、個人的な被害者が裁判所で権利主張を為し得ない場合に、団体が介入することで市民的利益の擁護が可能となる場合があることなど、多様な問題提起が行われている点も注目に値する。

(1) PONCELA, Droit de punir et pouvoirs de punir; une problématique d'Etat, Archives de philosophie du droit, T. 28, 1983, pp. 123 et suiv.

(2) 「公訴権は脅かされている」という言葉は、団体私訴

の拡大を国家の力を弱体化させ、個人の自由を危険にさらすものとして批判したラルギエの論文の表題であった。V. LARQUIER, L'action publique menacée, Recueil Dalloz, 1958, chr. p. 29.

(3) この学界で行われた報告、討論の詳細については、「刑事政策年報 (Archives de politique criminelle)」誌上に発表される由であるが、本稿作成時点では入手し得なかつたので、ここで紹介する内容は、以下の文献による。V. Revue de science criminelle et de droit pénal comparé, 1987, pp. 520—522. (information).

#### 四 おわりに

本稿で紹介を試みたフランスの私訴制度の展開から、フランスにおいては、個人的被害者が存在する場合には被害者の私訴による不起訴裁量の抑制が、さらに、特定の社会的利害を代表する団体に私訴権が与えられる場合には団体による不起訴の抑制が可能であることが明らかになった。また、フランスの制度の特徴は、不起訴抑制の手段として機能し得る私訴権が、その性格上損害賠償の問題と密接に結び付いている点に求められる。現代フランスの訴追理念は、我が国で大陸法の訴追理念として

一般的に理解されている国家訴追主義・起訴独占主義とはかなり質的に異なるものになっていると言えよう<sup>(1)</sup>。すなわち、現代フランスの訴追制度は、公益の代表者としての検察官と被害者、あるいは団体に訴追権限を分配することに よつて、利害関係者が不公正感を持つような犯罪の不訴追を抑制しようとしており、検察官の訴訟経済的、刑事政策的な判断に対する私的利益の優越を認めているのである。従つて、フランスの検察官は、不起訴処分で手続を打ち切つても被害者側に不利にならない限度<sup>(2)</sup>でのみ裁量的に不起訴処分を行い得るに過ぎないことになる。

以上のような現代フランスの訴追制度の展開から見たとき、我が国の訴追制度の現状は、どのように評価されるべきであろうか。この点について若干の試論を示すことで、本稿の結びに代えることとする。

我が国の訴追制度においては、国家訴追主義・起訴独占主義という訴追理念はかなり徹底しており、検察官に大幅な不起訴裁量の権限を与えながらも、私人が直接訴追を行う可能性を排除している。不起訴処分を不服とする利害関係者に対しては、付審判請求、検察審査会への

申立ての権利が認められるが、これらの制度も、審査会の議決を経て検察官が実際に訴追を行うか、あるいは裁判所による付審判決定を経ることによって初めて効果を待つ間接的なものであり、検察官訴追の控制手段としては非常に迂遠な方法でしかない。しかし、他面において、これらの制度は、審査会の議決、あるいは裁判所の付審判請求手続を経ることによって、被害者側の応報感情が訴追に直接反映してしまうことや、私人に直接訴追権を与えるフランスの制度で問題となる濫訴の可能性といった不都合を免れていることも否定できないであろう。そこで、さしあたって必要とされることは、既に多くの論者によって主張されているところではあるが、檢察審査会の起訴相当の議決があった場合には、檢察官は起訴を義務付けられるとする等の制度改革であるう。ただし、檢察官の専門的判断が、檢察審査会の被害者側の利害を考慮した、市民的感觉に支えられた判断に優越するという制度自体が、価値観の多様化した現代においては合理的な根拠を欠き、刑事司法の民主化の要請に背馳するものと言わざるを得ないからである。

さらに進んで、現代フランスの私訴制度の展開から示

唆を汲み取るとすれば、檢察官訴追と私人(被害者、団体)訴追が両立し得ること、さらにこうした訴追制度が、多様な社会的利害の調整を刑事司法が担うことを可能にしていることに注目すべきである。我が国の刑事訴訟法は、戦後付帯私訴制度を廃止し、私人が刑事手続に当事者として参加する余地を否定している。しかし、民事と刑事の峻別という法体系上の理由から被害者や利害関係人の手続参加を排除する制度が、果たして合理的な訴訟制度と言い得るかどうかは疑問である。フランスの刑事司法制度が私訴制度を持ち、被害者、団体に大幅な手続参加の権利を認めていることは、我が国の刑事司法制度が現在国際的にも関心が高まっている被害者等の利害関係者の救済の問題を、少なくとも制度上は、殆ど考慮の外に置いていることに反省を迫る実例として有益である<sup>(3)</sup>。我が国においても、将来的には被害者、利害関係者の手続参加を認める法改正が行われるべきではなからうか。この点については、刑事手続上の被害者の法的地位に関する問題として、さらに検討を重ねた上で、稿を新たに論じたいと考えている。

(1) 沢登、前掲論文は、フランスの訴追理念を「私訴原告

人と検察官との協同による公衆訴追主義」と表現している。  
(2) このような被害者の意向を重視する訴追理念は、団体私訴の拡大には批判的な論者によっても肯定されている。例えば、検察官であったグラニエは、「検察官は、被害者の少なくとも暗黙の同意がある場合にのみ訴追の便宜性を

評価できる」と述べている。GRANIER, op. cit., N° 24.  
(3) フランス刑事法における被害者救済への関心の高揚については、拙稿「フランス刑事法における「被害者の権利」の動向」一橋研究一三卷一六頁以下参照。

(一橋大学大学院博士課程)